

墨田区消費者ニュース

平成27年4月発行 第101号

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

4月から新しい食品表示制度がスタート

改正食品表示法が4月に施行され、食品の機能性に関する表示制度が創設されました。保健機能食品として、**栄養機能食品**と**特定保健用食品(トクホ)**に、**機能性表示食品**が新たに加わります。

目的に合わせた食品をより選びやすくなりました。

栄養機能食品

ビタミンCなど12種類のビタミンとカルシウムなどの5つのミネラルなどの量が一定値あれば、こうした栄養成分の機能を表示できる。

(表示例)【カルシウムは骨を形成に必要な栄養素です】

特定保健用食品(トクホ)



健康への効果を表示できる。

(表示例)【脂肪の吸収を抑える】

【血圧が高めの方に】

【体脂肪を減らす】

機能性表示食品



安全性や機能性について一定の条件をクリアすれば、企業や生産者の責任で「体のどこにいいのかわ」や「どう機能するのか」を表示できる。対象は、サプリメントや加工食品のほか、野菜や果物、肉や魚などの生鮮食品など食品全般で、アルコール類は除かれる。

(表示例)【肝臓の働きを助けます】

【おなかの調子を整える】

健康志向が高まる中、食品を購入する際には参考にしてみてください!

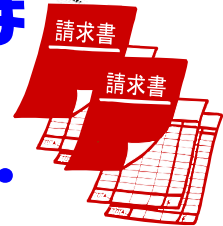


消費者センター相談窓口から

スマートフォンを買ってくれば バイト代を払うと言われ！



後から高額な請求が……



[相談事例]

大学生の娘が友人に、「いいアルバイトがある。自分名義でスマホを契約するだけで2万円払うので、契約をしたら契約書とスマホを渡してほしい。スマホの利用代や端末代はこちらで負担する。」と言われた。

言われるままにA社でスマホ1台とタブレット3台、B社でスマホ2台の契約をし、そのまま友人に渡し2万円をもらった。その後、携帯会社から高額な請求が娘あてにきたが支払えない。友人には連絡がつかなくなってしまった。

[アドバイス]

最近、「スマホを買えばバイト代を支払う」などと言われ、安易に契約をしてしまい、携帯会社から高額な請求を受けたという相談が、消費者センターに複数寄せられています。

事例のように、だまされて契約したのだとしても、端末代金、利用代金、契約解除の違約金等は契約をした本人に支払い義務があります。携帯会社への支払いを拒否することはできません。このような勧誘にはけっして応じないでください。

- ・スマホ等の端末をだまし取るために、報酬を払うなどと言って勧誘してくる業者がいるので注意をしてください。携帯会社への支払いが滞れば、信用情報機関の情報（いわゆるブラックリスト）に掲載され、将来携帯電話を購入したり、クレジットカードを契約したりするときに支障が生じる場合もあります。
- ・通信契約をしたスマホ等の端末を携帯会社に無断で売買をすることは、法律で禁止されています。また、転売された端末は振り込め詐欺等に悪用される恐れもあり、知らないうちに犯罪に加担することになります。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773** — まずは電話でご相談ください —

相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間…午前9時00分～午後4時30分

所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

